

○財務省告示第三百三十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用表を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年十一月三十日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
----------------------	---------

一五	三四九トン
一四の二	三七七、八三ートン
一四	六九九、六五〇トン
一三	三、二〇一、九〇五トン
一二	三九、二八〇トン
一一	九、五九九トン
一〇	五、二九二トン
九	二五、〇五八トン
八	三・二トン
七	七トン
六	二〇二トン
五	七二四トン
四	一八、三五八トン
三	二〇トン
二	〇トン
一	〇トン

二九		二一八トン
二八		二トン
二七	九、八六一トン	
二六	二、八三〇トン	
二五	〇トン	
二四	六二トン	
二三	三、五四六トン	
二二	一三五トン	
二一	一六、二三六トン	
二〇	四七二トン	
一九	七七二トン	
一八	九、八八七トン	
一七	六九、五五二トン	
一六	二、八三一トン	

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数

量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	三、二〇一、九〇五トン
一四	二三三、一六〇トン